主な保証制度一覧　（秋田県制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。

令和７年４月１日現在

制度名			略称	借入限度額	保証期間	借入利率（%）	保証料率※②（企業負担、%）	担保	取扱金融機関※③	備考
秋田県の特別保証制度	中小企業振興資金	一般資金	振興固定	1億円	10年	2.10（※①）	1.55以内（※④）	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱ＵＦＪ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	借入から完済まで借入利率が一定となります。
			振興変動		運転　10年 設備　15年	1.85（※①、⑥）				借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
			ＳＤＧｓ推進枠　固定		10年	1.90（※①）				経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDGｓパートナー制度」、「秋田県版健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て支援知事表彰」「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」のいずれかを取得している企業が対象となります。
			ＳＤＧｓ推進枠　変動		運転　10年 設備　15年	1.65（※①、⑥）				
		小規模事業振興資金	マル小	（県小口と合算で）2,000万円	10年	2.10（※①）	0.45以内（※⑤）			従業員数20名以下（商業、サービス業は５名以下）の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。
		流動資産担保資金	県ＡＢＬ	1億円	1年（更新可）	1.75	0.68以内	在庫または売掛債権のみ		在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。
		中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.50（※①）	0	原則不要		災害によって直接的又は間接的な被害を受けた企業が対象となります。ご利用時は、次の何れかの書類が必要です。 ①　市町村の罹災証明書または公的機関発行の罹災証明書に準じる被害証明書等 ②　取扱金融機関から確認を受けた中小企業災害復旧資金被害状況確認書 ③　セーフティネット４号認定書（自然災害に限る）
	経営安定資金	経営安定資金（通常枠）	受注減	8,000万円	10年	1.70（※①）	1.55以内（※④）	必要に応じ		この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ①　直近３ヵ月間、直近６ヵ月間、今後３ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で５％以上減少した、または減少する見込みにあること。 ②　直近決算において赤字を計上
			連倒				1.55以内（※⑤）			倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。
		秋田県経営力強化保証（経営力強化枠）	県経営力強化	2億８千万円	運転　5年 設備　7年 既往借入金の借り換え 10年	1.70	1.40以内（※⑨）			金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う企業が対象です。
		原油・原材料等価格高騰対策枠	経営安定価格高騰	4,000万円	10年	1.50	1.40以内（※⑧）			原油・原材料等の仕入価格が高騰しているにもかかわらず、価格転嫁できていない方が対象です。
		秋田県事業再生計画実施関連保証＜経営改善・再生支援強化型＞（事業再生枠）	県改善サポ経再	2億８千万円	15年	1.90	0.3			資材高騰、物価高や人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。
責任共有制度の対象除外資金		秋田県小口零細企業保証	県小口	2,000万円	10年	1.90	0.50以内	原則不要		従業員20名（商業・サービス業は５名）以下の小規模企業者で申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。
	創業支援資金	秋田県創業支援資金	県創業関連	3,500万円（※⑦）	10年	1.45（創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.25%）	0.60以内	不要		これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。
			女性・若者支援枠	2,500万円		1.25	0			上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。
		秋田県スタートアップ創出促進資金	スリーＳ（エス）保証	3,500万円（※⑦）		1.45（創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.25%）	0.80以内			これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調達を支援します。 （税務申告1期未終了の場合は、創業資金総額の1／10の自己資金が必要になります。）
			女性・若者支援枠	2,500万円		1.25	0.2以内			上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。
		秋田県再建企業特別融資資金	県再起	3,500万円（※⑦）	10年	金融機関所定	0.70以内	不要		過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から５年以内に新たに創業する方が対象です。
			県事業再生	2億円	10年	金融機関所定	1.2以内	必要に応じ		法的な再建手続により事業再生に取り組む方が対象です。

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。　※② 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。　※③「県小口」は商工組合中央金庫を除く金融機関でのお取り扱いとなります。　※④ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。　※⑤ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。　※⑥ お借入後の料率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。また、各金融機関によって借入時の金利が異なる場合がありますので、詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。　※⑦ 県創業関連、スリーS保証、県再起については、合算で3,500万円が上限となります。　※⑧ セーフティネット5号を併用する場合の保証料率は0.56%となります。　※⑨ セーフティネット5号を併用する場合の保証料率は0.50%となります。

主な保証制度一覧　（秋田県制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。

令和７年４月１日現在

		制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率（%）	保証料率※②（企業負担、%）	担保	取扱金融機関※③	備考
秋田県の特別保証制度	事業革新資金	事業革新資金	新事業事業革新	１億円（※④）	10年	1.45（※①）	0.60以内（※⑦）	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱ＵＦＪ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ①　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ②　県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③　事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④　新市場（海外を含む）進出による事業展開を図ろうとする方 ⑤　第二創業による事業展開を図ろうとする方
		事業革新資金賃金水準向上枠	事業革新(賃金向上)	２億円			0			上記③または④に該当する方で賃金水準向上計画を策定している方。
	事業承継資金	秋田県事業承継資金	県事業承継	１億円（※⑤）	10年	1.45（※①）（後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けた方は1.25%）	0	必要に応じ		次の何れかの方が対象です。 ①　破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方であって、事業開始後１年未満の方 ②　事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方であって、事業開始後１年未満の方 ③　事業承継により従業員等が代表となり、１年を経過していない法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。） ④　事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方
		秋田県事業承継資金融資特別保証（経営者保証特別枠）	バトンタッチ	２億円	10年	1.45（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方は1.25%）	0			事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。
		秋田県経営承継借換資金融資制度（経営者保証特別枠）	県承継借換	２億円	10年		0			経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。
	その他	再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	２億円	15年	1.45	1.07以内			発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。
		再生可能エネルギー産業参入支援資金	エネルギー産業参入	２億８千万円			0			再生可能エネルギー発電事業を行う方又は同発電設備に関連する事業を行う方の必要資金を支援します。
		中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.45	0.60以内			異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。
		中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.70	0.60以内			農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。（農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く）
		賃金水準向上資金融資保証（中小企業特定社債保証）	賃金水準向上（社債）	３千万円以上 ５億６千万円以内（※⑥）	2年～7年	金融機関所定	0	原則として保証金額が2億円を超える場合は担保が必要		適債基準を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定している方が対象です。

※① セーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。　※② 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。　※③「賃金水準向上（社債）」は、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、JA秋田しんせい、JA秋田ふるさと、JA秋田なまはげを除く金融機関でのお取り扱いとなります。　※④ 環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。　※⑤ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円。　※⑥ 保証限度額は4億5千万円となります。　※⑦ セーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。

秋田県制度 Pick Up

秋田県経営力強化保証（経営力強化枠）

金融機関が認定支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図るための制度です。

本制度の特徴
○申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。
○県から一部信用保証料の補給が受けられます。
○金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受ける必要があります。
○秋田県中小企業融資制度（県制度全て）の既往借入金を借り換えることができます。

以下の要件に該当する方がご利用できます。
☑利用要件チェック
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

借入限度額	2億8千万円
保証期間	運転　5年以内（既往借入金の借換　10年以内） 設備　7年以内（いずれも据置期間　1年以内）
借入利率	1.70%
保証料率	1.40%以下（セーフティネット5号認定を受けた方は0.50%）
資金使途	（自ら策定した）事業計画の実施に必要な資金。ただし、セーフティネット5号については、コロナ関連保証に係る既往借入金を借り換える場合に限る。

秋田県賃金水準向上資金融資保証（中小企業特定社債保証）

生産性の改善や規模拡大により、賃金水準の向上に取り組もうとする県内中小企業者に対して、疑似資本ともいえる長期安定的な資金調達を支援する制度です。

本制度の特徴
○2から7年後の一括返済が可能です。
○県から信用保証料の全額補助が受けられます。
○計画終了年度まで毎年金融機関に計画の実行状況の報告が必要です。
※本制度は取扱い金融機関に対し、保証料及び事務委託手数料等が別途発生します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

以下の要件に該当する方がご利用できます。
☑利用要件チェック
次の適債基準表の純資産総額のいずれかに該当し、①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を満たし、給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定している方

＜適債基準＞

項目 ＼ 純資産の額		5千万円以上3億円未満（1）	3億円以上5億円未満（2）	5億円以上（3）
①	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
②	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
③	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
④	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

秋田県事業承継資金

円滑な事業承継実施のため、一定の要件を満たし商工会等の推薦又は秋田県知事の認定を受けた中小企業者に対して、資金調達を支援する制度です。

本制度の特徴
○県から信用保証料の全額補助が受けられます。
○後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けている方は、借入料率が0.2%優遇されます。

本制度の主な対象者は以下のとおりとなります。（④⑤は県知事の認定が必要となります。）
☑利用要件チェック
①法的手続き等を開始した企業から事業譲渡を受け事業を行う方
②事業の全部または一部を取りやめる方から事業譲渡を受け事業を行う方
③事業承継により従業員等が代表者となった法人
④会社または新代表の方で、前代表者の株式や事業用資産等を取得する必要がある方
⑤後継者不在の事業者に対し、企業間買収（M&A）や従業員等による買収（MBO、EBO等）を検討している方
※③④はすでに事業承継済みの方、⑤はこれから事業承継準備を進める方が対象となります。

借入限度額	1億円
保証期間	10年
借入利率	1.45%（後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けている方は1.25%）
保証料率	0%（全額県補給）
資金使途	①～③事業を実施するために必要な資金 ④⑤認定内容の実施に必要な資金

秋田県スタートアップ創出促進資金『スリーS（エス）保証』

創業時における資金調達にあたり、経営者保証を不要とすることで中小企業者の積極的な事業展開を支援する制度です。

本制度の特徴
○経営者保証が不要となる制度です。
○創業を予定されている方または税務申告1期未終了の方は、創業資金総額の1／10以上の自己資金が必要となります。
○法人設立から3年目、5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）」を金融機関に提出することが必要です。

以下の①～⑤の要件のいずれかに該当する方がご利用できます。
☑利用要件チェック
①事業を営んでいない個人で2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
②事業を営んでいない個人が設立した法人で設立から5年未満である
③分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人
④分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

借入限度額	3,500万円（女性・若者支援枠2,500万円）
保証期間	10年以内（据置1年以内） ※申込金融機関から同時にプロパー借入を行う、または申込時にプロパー借入残高がある場合は、据置期間を3年以内にすることができます。
借入利率	1.45%（創業塾等修了者、移住後3年以内、女性・若者支援枠は1.25%）
保証料率	0.80%（女性・若者支援枠0.20%）
資金使途	事業に必要な資金

主な保証制度一覧　（国制度・協会制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。

令和７年４月１日現在

	制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率（%）	保証料率※①（企業負担、%）	担保	取扱金融機関	備考
国・保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	継続短期	100万円以上 8,000万円以内	1年	1.5以内	1.80以内	必要に応じ	約定書締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
		継続短期（SDGs型）				1.75以内			SDGsに賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行う方が対象となります。
	経営相談付長期設備資金	順風満帆	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年	金融機関所定	1.80以内	必要に応じ		設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。
	当座貸越根保証	当貸	2億8千万円	2年 （更新可）		1.62以内	保証金額 5千万円までは 原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組（当貸・カード除く）、みずほ銀行、青森みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行（当貸のみ）、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、商工中金（当貸のみ）、かづの農協（当貸のみ）	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
	事業者カードローン	カード	2,000万円				原則不要		金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
	小規模企業者カードローン	カードmini	300万円				原則不要		従業員数20名以下（商業、サービス業は５名以下）の小規模企業者の方のタイムリーな資金調達を支援します。
	経営承継関連保証	経営承継	2億8千万円	運転　10年 設備　15年		1.90以内	必要に応じ	約定書締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など）
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	2億8千万円						事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（前代表者が所有する株式等取得資金など）
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	2億8千万円						他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（M＆Aによる株式等取得資金など）
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	2億8千万円			1.15以内			事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など）
	事業承継特別保証	承継特別	2億8千万円	10年		1.90以内 （中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方は1.15%以内）			事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。
	経営承継借換関連保証	承継借換	2億8千万円						経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。
	事業承継サポート保証	事業承継サポート	2億8千万円	15年		1.15			事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。
	創業者不動産取得支援保証	不動産取得（創業）	1億円	20年		1.80以内	必要		事業開始後1年未満の方が、不動産取得する際の資金調達を支援します。
	スタートアップ創出促進保証	SSS保証	3,500万円	10年		1.08以内	不要		これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調達を支援します。（税務申告1期未終了の場合は、創業資金総額の1／10の自己資金が必要になります。）
	税理士推薦特別保証	税理士推薦	2,000万円 （直近における平均月商の３カ月の範囲内）	10年		1.90以内	原則不要		東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調達を支援します。
	経営力強化保証	経営力強化	2億8千万円	運転　5年 設備　7年 既往借入金の借り換え 10年		1.75以内	必要に応じ		金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う企業が対象です。
	事業再生計画実施関連保証	経改サポート	2億8千万円	15年		1.0以内			認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。
	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）	改善サポ経再	2億8千万円	15年		0.30			資材高騰、物価高や人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って、事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。
	協調支援型特別保証	協調特別	2億8千万円	10年		0.95以内			金融機関からの借入（プロパー融資）と本制度の利用を同時に行うことなどにより、資材高騰、物価高や人手不足等の影響を受ける中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、経営の安定や事業の発展など経営課題解決に向けた資金調達を支援します。
	流動資産担保融資保証	流動資産	2億円	1年 （更新可）		0.68以内	在庫または 売掛債権のみ		在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。
	財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	2億8千万円	7年		1.90以内	必要に応じ		経営者保証を不要とした資金調達により、中小企業者の設備投資や事業拡大を支援します。
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	国補助選択型	8,000万円 （※②）	10年		2.55以内 （※③）	不要		一定の要件を満たす中小企業者について信用保証料率の上乗せにより経営者保証を不要とした借入ができる制度です。（信用保証料の一部を国が補助しています。）
	プロパー融資借換特別保証	プロパー借換	2億8千万円	10年		1.90以内	必要に応じ		金融機関からの借入（プロパー融資）を本制度で借換することで、経営者保証を不要とすることができます。

※① 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。
※② セーフティネット4号または5号利用の場合は上限1億6千万円。
※③ セーフティネット4号を利用の場合は1.23%以内、セーフティネット5号を利用の場合は1.11%以内。

主な保証制度一覧　（市町村制度）

令和７年４月１日現在

① 一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

市町村名	略　称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）
秋　田　市	マ　ル　市	運転・設備	3,000 万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.90
潟　上　市	マ　ル　K		2,000 万円		10 年	1.75
男　鹿　市	マ　ル　男		1,500 万円	0%（全額補給）		
五　城　目　町	マ　ル　五		1,000 万円			
八　郎　潟　町	マ　ル　八		1,000 万円			
井　川　町	マ　ル　井		1,000 万円			
大　潟　村	マ　ル　潟		1,000 万円			
大　館　市	マ　ル　大	運転・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.75
鹿　角　市	マ　ル　鹿		2,000 万円			
北　秋　田　市	マ　ル　北		1,500 万円			
小　坂　町	マ　ル　坂		1,000 万円			
上小阿仁村	マ　ル　上		1,000 万円			
能　代　市	マ　ル　能	運転・設備	2,000 万円		10 年	1.75
八　峰　町	マ　ル　樵		1,000 万円			
三　種　町	マ　ル　三		2,000 万円			
藤　里　町	マ　ル　藤		1,000 万円			
由利本荘市	マ　ル　荘	運転・設備	2,000 万円		7 年	1.95
に　か　ほ　市	マ　ル　に		2,000 万円		10 年	
大　仙　市	マ　ル　仙	運転・設備	2,000 万円		10 年	1.75
仙　北　市	マ　ル　セ		2,000 万円			
美　郷　町	マ　ル　美		1,500 万円			
横　手　市	マ　ル　横	運転・設備	2,000 万円		10 年	1.75
湯　沢　市	マ　ル　ゆ		2,000 万円	0%（全額補給）		
羽　後　町	マ　ル　羽		2,000 万円		15 年	所定
東　成　瀬　村	マ　ル　東	運転	1,000 万円		10 年	1.75
		設備	2,000 万円			

② 小規模事業者向けの資金

・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
・従業員数 20 名以下（商業・サービス業の場合は 5 名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000 万円以内となる小規模企業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）
秋　田　市	マ ル 市 小 ロ	運転・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.70
潟　上　市	マ ル K 小 ロ		1,250 万円		10 年	1.55
男　鹿　市	マ ル 男 小 ロ		1,500 万円	0%（全額補給）		
五　城　目　町	マ ル 五 小 ロ		1,000 万円			
八　郎　潟　町	マ ル 八 小 ロ		1,000 万円			
井　川　町	マ ル 井 小 ロ		1,000 万円			
大　潟　村	マ ル 潟 小 ロ		1,000 万円			
大　館　市	マ ル 大 小 ロ	運転・設備	1,250 万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.55
鹿　角　市	マ ル 鹿 小 ロ		2,000 万円			
能　代　市	マ ル 能 小 ロ	運転・設備	2,000 万円		10 年	1.55
八　峰　町	マ ル 樵 小 ロ		1,000 万円			
三　種　町	マ ル 三 小 ロ		2,000 万円			
藤　里　町	マ ル 藤 小 ロ		1,000 万円			
由利本荘市	マ ル 荘 小 ロ	運転・設備	2,000 万円		7 年	1.75
に　か　ほ　市	マ ル に 小 ロ		2,000 万円		10 年	
大　仙　市	マ ル 仙 小 ロ	運転・設備	1,250 万円		10 年	1.55
仙　北　市	マ ル セ 小 ロ		1,250 万円			
美　郷　町	マ ル 美 小 ロ		1,250 万円			
横　手　市	マ ル 横 小 ロ	運転・設備	1,250 万円		10 年	1.55
湯　沢　市	マ ル ゆ 小 ロ		2,000 万円	0%（全額補給）		
羽　後　町	マ ル 羽 小 ロ		2,000 万円		10 年	所定
東　成　瀬　村	マ ル 東 小 ロ	運転	1,000 万円		10 年	1.55
		設備	2,000 万円			

③ 創業者向けの資金

・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
・不動産取得に係る資金は対象外となります。（マル市創業を除く）

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）
秋　田　市	マ ル 市 創 業	運転・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.70（1.90）
男　鹿　市	マ ル 男 創 業		1,000 万円	0%（全額補給）		1.55
五　城　目　町	マ ル 五 創 業		1,000 万円			
八　郎　潟　町	マ ル 八 創 業		1,000 万円			
井　川　町	マ ル 井 創 業		1,000 万円			
大　館　市	マ ル 大 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55
鹿　角　市	マ ル 鹿 創 業		1,000 万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%		
小　坂　町	マ ル 坂 創 業		1,000 万円			
能　代　市	マ ル 能 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55
八　峰　町	マ ル 樵 創 業		1,000 万円			
三　種　町	マ ル 三 創 業		2,000 万円			
藤　里　町	マ ル 藤 創 業		1,000 万円			
に　か　ほ　市	マ ル に 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.75
大　仙　市	マ ル 仙 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55
仙　北　市	マ ル セ 創 業		1,000 万円			
美　郷　町	マ ル 美 創 業		1,000 万円			
横　手　市	マ ル 横 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55

④ 創業者向けの資金（SSS 保証）

・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
・経営者保証が不要となります。（対象：法人のみ）

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）
秋　田　市	マ ル 無（ S S S ）	運転・設備	1,000 万円	0%（全額補給）	10 年	1.70
五　城　目　町	マル五創業（ S S S ）		1,000 万円		10 年	1.55
八　郎　潟　町	マル八創業（ S S S ）		1,000 万円			
井　川　町	マル井創業（ S S S ）		1,000 万円			
大　館　市	マル大創業（ S S S ）	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55
八　峰　町	マル樵創業（ S S S ）	運転・設備	1,000 万円	0.20%	10 年	1.55
三　種　町	マル三創業（ S S S ）		2,000 万円			
大　仙　市	マル仙創業（ S S S ）	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55
仙　北　市	マルセ創業（ S S S ）		1,000 万円			
美　郷　町	マル美創業（ S S S ）		1,000 万円			
横　手　市	マル横創業（ S S S ）	運転・設備	1,000 万円	0%（全額補給）	10 年	1.55

●各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
●担保は必要に応じご提供いただくこともございます。（各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。）
●各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。